

第4回 監察業務の高度化等に関する検討会
議事要旨

1 日時・場所

平成25年3月5日(火) 午前10時00分から正午まで
中央合同庁舎2号館19階 警察庁庁議室

2 次第

別添のとおり

3 協議概要

総論

委員： 「組織の医者」としての監察であれば、第一に取り組むべきは、発生してしまった事案の措置ではなく、非違事案の未然防止であるので、全体の構成も意識的に理念に沿った順序とするべきである。

委員： 当検討会の成果としてこの報告書を打ち出せば、かなりインパクトがあるのではないかと。無謬性神話を否定した上での施策を警察が実施するという事は、他官庁や企業にも大きな影響を与えることができるはずである。

委員： もはや「不祥事を受けての綱紀粛正」という手法はどの組織においても限界に来ているので、今後は新たなアプローチをする必要がある。

委員： 報告書をどう活かし、どう浸透させるのかが最も重要。所属長が一度訓示をして終わりにならないよう、理念の浸透に不断に努める必要がある。

各論

報告書(案)の各論について協議した。